

自主計算パンフレット(本編・別冊)の内容をご紹介します！



本編



別冊

【1】自主計算パンフで学び合おう！

2022年版自主計算パンフは2分冊で発行。

「本編」では、税制・税務行政の実態をはじめ、自主記帳・自主計算の大切さや、税務調査対策を学び合えるようにすることを主眼とし、「別冊」で、自主申告活動を組織的に取り組めるようにすることを意識してまとめています。

【2】パンフ「本編」の概要

パンフ「本編」では、大企業ほど負担が軽い法人税や、所得1億円を超えると所得税負担率が下がるという金融所得課税の実態を明らかにしています。

一方で、中小業者には4人家族の税負担が所得の48%を超える重税が押し付けられている不公平な税制の現状を告発しています。

税金の集め方と使い道を学び、憲法に基づく国民主人公の税制とは何か、消費税の悪税の本質を学ぶことはとても大切です。

パンフ「本編」では、五つの「話し合いましょう」のコーナーを設けています。

民商では、集まって話し合うきっかけにして、学習を深めています！

【2】パンフ「本編」の概要

パンフ「本編」では、大企業ほど負担が軽い法人税や、所得1億円を超えると所得税負担率が下がるという金融所得課税の実態を明らかにしています。

一方で、中小業者には4人家族の税負担が所得の48%を超える重税が押し付けられている不公平な税制の現状を告発。税金の集め方と使い道を学び、憲法に基づく国民主人公の税制とは何か、消費税の悪税の本質を学ぶことはとても大切です。

生活に重くのしかかる
税・社会保障負担

事業所得の48%を超える重税！

国民・中小業者には、生活費に食い込む耐え難い重税が押し付けられています。東京都内で建設業を営む事業者（妻と子ども2人の4人家族）の場合、事業所得240万円で所得税や住民税、国保料など税・社会保障負担の合計は116

万3620円に。所得に占める割合は、48.5%にも上り、税金などを支払えば、月々の生活費はわずか10万円ほどとなります。これでは健康で文化的な生活はできません。

東京都豊島区在住 事業所得240万円 建設業者
(本人45歳 配偶者42歳 子ども17歳、14歳の4人家族の場合の試算)

所得税 15,400円

住民税 42,700円

国保 458,300円

国民年金 398,220円

消費税(*) 249,000円

合計

所得に占める割合

48.5%

1,163,620円



※生活費にかかった消費税。第一生命研究所の試算

パンフ「本編」では、五つの「話し合しましょう」のコーナーを設けています。
民商では、集まって話し合うきっかけにして、学習を深めています！

自主計算パンフ「本編」35ページ

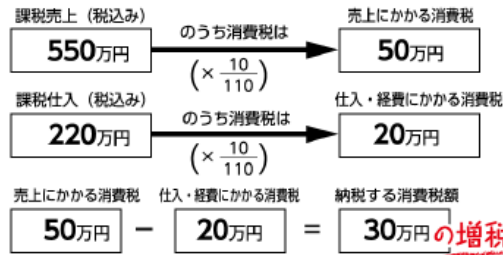
話し合しましょう

*「元請けから課税業者になるように言われた」「下請けを集めたインボイスの説明会があった」一こうした動きが開始されています。業界の動きを交流し、どう対応するか話し合しましょう。

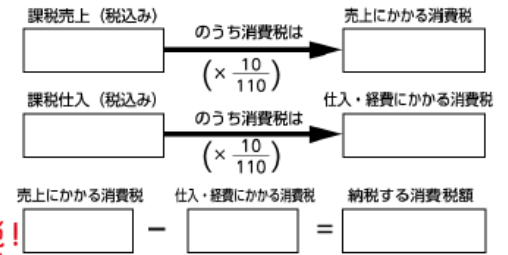
*区分経理はできていますか？ 分からないことも出し合い、対策を身につけましょう。

*課税業者になった場合、消費税の納税額がいくらになるか計算しましょう。

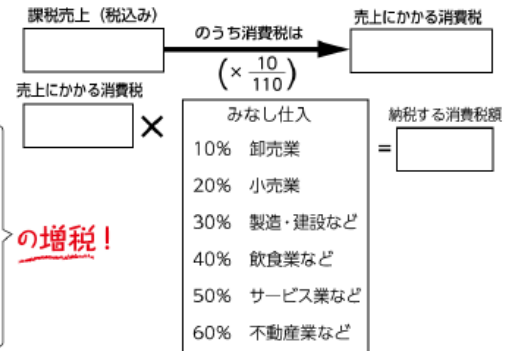
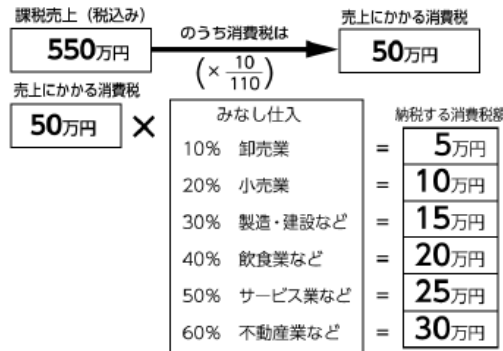
<消費税額の計算例> *取引をすべて10%と仮定。あくまで概算です



自分の増税額を計算してみよう。



<簡易な計算方法>



大阪商工団体連合会が作成したチラシより抜粋
(注) 簡易課税制度の計算式を簡略化しています。

【3】「別冊」の特徴

「別冊」では、五つの「チェックポイント」を盛り込んでいます。

申告書に記載すべき箇所はどこなのかなど、各ページでの話し合いや申告書の作成準備に役立てています。コロナ関連給付金などの扱いをはじめ、「今年の申告の主な変更点、注意点」も紹介しています。所得税と消費税の「確定申告書の書き方」も紹介しています。

4 チェックポイント

■なぜ、「㉗～㉙」？

第一表「収入金額等」の欄に㉗～㉙の記号が使われているのは、法律で記入が義務付けられていないためです。税額の計算・申告に必要なのは①～⑭ということです。職業、屋号・雅号、世帯主の氏名、世帯主との続柄、電話番号も記入義務はなく、書かなくても問題ありません。

5 チェックポイント

■所得税の確定申告書作成の準備

家族構成と収入の状況を記入しましょう。収入の種類にかかわらず、申告者全員に共通する控除があります。家族の年齢や障害、介護の状態で控除額が変わってきます。

名 前	続柄	同居 /別居	生年月日 〔令和3年12月31 日時点の年齢〕	障がい・ 寡婦等	介護 認定	所得の 種類	年間の売上 (収入)	源泉徴収税額
	本人	同/別	大/昭/平/令 ()					
		同/別	大/昭/平/令 ()					
		同/別	大/昭/平/令 ()					
		同/別	大/昭/平/令 ()					
		同/別	大/昭/平/令 ()					

- ★社会保険料、生命保険料、地震保険料、医療費などの支払い状況を調べておきましょう
- ★該当する項目にチェックしましょう

- 青色申告ですか➡青色申告決算書の準備や青色申告特別控除などの計算が必要です
- 家族に要介護認定者がいる➡障害者控除の対象になる可能性があります（16ページ参照）
- 昨年中に住宅ローンを組んで自宅を新築またはリフォームしましたか➡住宅借入金等特別控除や住宅耐震改修特別控除等の額を計算してみましょう（20ページ参照）
- 昨年中に不動産の売買をしましたか➡譲渡所得の申告に留意
- 昨年中に相続または贈与を受けたことがありますか➡相続税、贈与税の申告をしましょう
- 昨年中に株式の売買及び配当がありましたか➡譲渡所得及び配当所得の申告に留意

「記入例題」と「回答」も掲載。民商では、税金相談員の学習会などに活用しています。
所得控除の一覧表も掲載。生命保険料控除の欄は、直接、記入して確認できるようにしています。

消費税の本則課税と簡易課税の確定申告書作成の手順や記載例も掲載。
民商では、これらも参考にして、実践的に学習を深めています。

**※「別冊」では、「本編」で概要紹介をおこなっている電子帳簿保存制度「改正」
について、その狙いと問題点を深掘りしているのが注目です！**

「記入例題」を基に所得税の確定申告書を作成してみましょう

【記入例題①】 建築業を営む民商太郎さんの所得や家族構成、社会保険料等の支払い状況は下表のとおりです。「回答」は12～13ページ

【記入例題②】 妻がパートではなく専従者の場合の申告書作成にも挑戦しましょう。

家族構成

氏名・世帯主との続柄	生年月日	職業	収入等（年額）
民商 太郎（世帯主）	昭和46年7月2日	建築業	事業所得 4,464,708円
民商 笑美（妻）	昭和48年9月12日	パート	パート給与 860,000円
民商 一郎（子）	平成12年2月18日	大学生（他県で下宿）	アルバイト 750,000円
民商 美波（子）	平成20年5月4日	中学生	なし
民商 りん（母）	昭和19年3月9日	無職	年金収入 580,000円

社会保険料、生命保険料等の年間支払い状況

国民健康保険	468,900円	個人年金保険料（新制度）	86,590円
国民年金 *注1	398,640円	介護医療保険料	39,650円
生命保険料（新制度）	123,580円	地震保険料	23,880円
生命保険料（旧制度）	118,500円	支払医療費（入院・通院）	236,990円*注2

注1：一郎の国民年金保険料は学生納付特例制度を申請している。

注2：入院に対して加入している生命保険から80,000円が給付された。